

## 立入調査について

### 1. 立入調査の実施について

適切な管理がなされず著しく保安上危険となるおそれのある空き家等が「特定空家等」に該当するかどうかを判断するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家特措法」）」に基づく立入調査を平成 30 年 8 月から実施します。

立入調査は、建物の破損や周辺環境への影響の程度を専門的な観点から確認するため、公益社団法人富山県建築士会に委託し「富山市特定空家等の判断基準（平成 29 年 12 月策定）」を基に実施します。

富山市特定空家等の判断基準に定める「特定空家等」の状態

- (a) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (b) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (c) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (d) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



「特定空家等」の事例（左：兵庫県尼崎市、右：新潟県妙高市）

## 2. 「特定空家等」の認定、措置について

立入調査の結果を受け、「富山市空家等対策推進協議会」に意見聴取を行った上で、「特定空家等」に該当するものについて、本市が認定します。「特定空家等」の認定後は、空家特措法に基づき速やかに措置を開始します。

### ○特定空家等の認定・措置の流れ

